

# とやま中央会 FAX 情報

2020. 4. 1 発行 №580

## 令和2年度とやま中小企業チャレンジファンド事業のご案内

### —富山県—

富山県と県内11の金融機関(※)の連携により、公益財団法人富山県新世紀産業機構に設置した総額150億円のファンドの運用益を活用し、県内中小企業が行う新商品の開発や新たな販路開拓等への取組みに対して積極的に支援します。

(※) 北陸銀行、富山第一銀行、富山銀行、富山信用金庫、高岡信用金庫、新湊信用金庫、にいかわ信用金庫、氷見伏木信用金庫、砺波信用金庫、石動信用金庫、富山県信用組合

#### 1. 募集締切

令和2年4月17日(金) 17時必着

#### 2. 事業概要

応募できるのは、下記の各事業の中から1件のみとなります。事業実施期間は2箇年度以内となります。

##### (1) 防災・減災対策促進事業

対象者：事業継続計画を策定している又は事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者

対象事業：被災時にも事業活動を継続的に行うため、防災・減災対策を強化する取組み

対象経費：設備整備費、設備移動費、設備改修費等

助成率：対象経費の1/2以内

助成額：上限100万円

##### (2) ものづくり研究開発支援事業

対象者：県内の中小企業者及び中小企業者のグループ

対象事業：新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取組み(ただし、販路開拓経費は助成対象外)

対象経費：研究開発費、謝金・旅費、その他経

#### 費

助成率等：対象経費の2分の1以内

助成額：上限200万円(工具器具・備品費の助成額は上限100万円)

##### (3) 観光ビジネス支援事業

対象者：中小企業者及び中小企業者のグループ

対象事業：北陸新幹線の敦賀延伸や航空路線等交通基盤の拡充に関連した新商品・新サービスの開発に係る事業、国内外の観光客への対応に係る事業

対象経費：企画開発費、謝金・旅費、事業運営費、その他経費

助成率：対象経費の1/2以内

助成額：上限100万円

##### (4) 農商工連携推進事業

対象者：中小企業者等と農林漁業者との連携体

対象事業：中小企業者等と農林漁業者が連携し、双方の経営資源を活用し、①新商品・新サービスを開発しようとする事業、②それにとまって行う販路開拓(県外・国外)事業

※ただし、販売を主たる目的とする展示会等への出展経費は対象外

対象経費：研究開発費、謝金・旅費、見本市等

出展経費、その他経費

助成率：対象経費の2/3以内

助成額：上限200万円（工具器具・備品費の助成額は上限100万円）

(5) 地域資源活用事業

対象者：中小企業者

対象事業：産地の技術や農林水産品、観光資源など富山県が指定する地域資源を活用し、①新商品・新サービスを開発しようとする事業、②それにともなっていくる販路開拓（県外・国外）事業

※ただし、販売を主たる目的とする展示会等への出展経費は対象外

対象経費：見本市等出展経費、謝金・旅費、その他経費

助成率：対象経費の1/3以内

助成額：上限500万円（工具器具・備品費の助成額は上限100万円）

(6) 販路開拓挑戦応援事業

対象者：中小企業者

対象事業：産地の技術や農林水産品、観光資源など富山県が指定する地域資源を活用し、①新商品・新サービスを開発しようとする事業、②それにともなっていくる販路開拓（県外・国外）事業

※ただし、販売を主たる目的とする展示会等への出展経費は対象外

対象経費：見本市等出展経費、謝金・旅費、その他経費

助成率：対象経費の1/3以内

助成額：国内（県外）分25万円（ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は35万円）、国外分50万円

(6) 小さな元気企業応援事業

対象者：小規模企業者（従業員数が製造業20人以下 商業・サービス業5人以下の事業者）及び小規模企業者のグループ

対象事業：①販路開拓事業、②新商品・新技術の研究開発に係る事業、③人材育成事業

対象経費：設備整備費、研究開発費、謝金・旅費、見本市等出展経費、その他経費

助成率：対象経費の1/2以内

助成額：50万円以内（販路開拓事業については、国内（県外）分25万円（ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は35万円） 国外分50万円以内

3. お問い合わせ・お申し込み先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 企画管理課

TEL. 076-444-5600

FAX. 076-444-5642

◇ 新型コロナウイルスへの対応を踏まえた就職・採用活動に関する要請について

国（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等への内定者への特段の配慮に関する要請をしています。

【要望事項】

1. 2020年度卒業・修了予定者等について

(1) 企業説明会について

(必要性の検討)

- ① 現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討

---

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

すること。

(開催の場合)

- ② 出席者へのマスクの着用や手洗いの推奨、アルコール消毒液の設置、こまめな換気の実施など感染の拡大防止に十分配慮すること。
- ③ 学生が出席できなかったことをもって、その後の採用選考に影響を与えることがない旨積極的に情報発信すること。

(中止・延期の場合)

- ④ 学生の交通、宿泊等への影響に鑑み、可能な限り速やかに中止・延期の連絡を行うこと。
- ⑤ インターネットをはじめ多様な通信手段を活用した代替的な企業説明会を積極的に実施すること。

(2) エントリーシートについて

学生が企業を理解する十分な機会を確保するため、エントリーシートの提出期限の延長を積極的に検討するとともに、こうした対応を実施する場合には、積極的に情報発信すること。

(3) 採用選考活動について

- ① 学生が企業を理解する十分な機会を確保し、雇用のミスマッチを防止するため、令和2年6月1日以降の開始を厳守すること
- ② 採用選考日程を後倒しにするなど柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の提供を行うとともに、その旨を積極的に情報発信すること。
- ③ 学生の意向にも配慮しつつ、インターネットをはじめ多様な通信手段を活用した面接や試験を実施するとともに、その旨を積極的に情報発信すること。

**2. 2019年度卒業・修了予定等の内定者について**

- (1) 採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じること。
- (2) やむを得ない事情により採用内定の取消し又は採用・入職時期の延期を行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること。

### 3. お問い合わせ先

内閣官房副長官補付

TEL. 03-3253-2111

#### ◇ 「とやま伝統工芸ジュエリープロジェクト支援事業」の参加事業者を募集しています

富山県では「とやま伝統工芸ジュエリープロジェクト支援事業」の参加事業者を募集しています。当事業は、伝統工芸事業者とジュエリーメーカーが協働し、加飾等の伝統的な技術等を付加した新商品をモデル的に開発するものです。この事業を通じて、伝統工芸産業の将来を担う各産地の有望な若手職人のチャレンジを後押しし、技術の継承や人材育成につなげ、新たな需要や販路の開拓を行うモデルをつくり、産地内また県内各産地に普及させることを目的としています。

ジュエリーメーカーと新商品開発を行う伝統工芸事業者は、マッチング審査会で決定します。

#### 1. 参加要件

以下の要件を全て満たす事業者とします。なお、応募は法人・個人を問いません。

(1) 富山県内に事業所を有する事業者であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年第57号）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造又は企画販売する事業者。
- ② 富山県伝統工芸品指定要綱第4条第1項に基づき指定を受けた伝統工芸品を製造又は企画販売する事業者。

(2) ジュエリーメーカーとのコラボ商品を開発するにあたり、伝統的な技術又は産地の特色ある技術が提供できる事業者（伝統的な技術や産地の特色ある技術であることが好ましいが、限定するものではない。

(3) 事業者が選出する伝統工芸技術を提供する職人の年齢は45歳程度までであること。

(4) 新商品開発を行う事業者に選定された場合、ジュエリーメーカーとの打ち合わせ等（月1回

程度)を重ね商品開発を行うことができる事業者。

(5)「日本橋とやま館」で開催する展示商談会に参加し技術紹介等を行うことができる事業者。

(6)商品開発に要する経費(加飾等に係る材料費・人件費、打合せ時旅費・人件費)及び「日本橋とやま館」での展示会・商談会に要する経費(人件費及び旅費)を負担することができる事業者。

## 2. 応募方法

(1)参加申込み

【申込期限】令和2年4月13日(月)17時

【申込方法】下記URLより「別紙2 応募用紙」をダウンロードいただき、ご記入の上、企業概要(パンフレット等)を添付し、郵送又は電子メールでご提出ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1300/kj00021727.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00021727.html)

## 3. マッチング審査会について

(1)開催日 令和2年5月中旬頃

(2)場 所 富山県民会館  
(富山市新総曲輪4-18)

## 4. お問い合わせ先

富山県商工労働部経営支援課地域産業係  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL. 076-444-3249  
FAX. 076-444-4402  
E-Mail [akeieishien@pref.toyama.lg.jp](mailto:akeieishien@pref.toyama.lg.jp)

## ◇ 新型コロナウイルス対策パンフレット及び雇用調整助成金の特例の要件緩和について

経済産業省では、新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するため、雇用調整助成金など皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。

### 1. 雇用調整助成金の要件緩和

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

(1)助成内容

助成率：大企業1/2、中小企業2/3

支給限度日数：1年間で100日(3年間で150日)

(2)特例の対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

(3)特例措置の内容

①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能

②生産指標(売上高等10%減)の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮。

③雇用指標(最近3ヶ月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象。

④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

新型コロナウイルス対策パンフレットは下記URLよりダウンロードが可能です。

新型定期預金  
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835